# 社会的養護における里親支援に関する行政政策と民間組織による支援事業の実際 ―静岡県静岡市の事例分析を中心に―

○ 日本大学 氏名 田中 謙 (会員番号 009079)

キーワード: 社会的養護・里親支援・連携

# 1. 研究目的

現代日本社会では、2016(平成28)年6月3日改正児童福祉法公布に基づき、「子どもの権利を基盤」とした「家庭養育優先」の理念に基づく児童福祉政策が推し進められている。その実現に係る政策の一環として、2017(平成29)年8月2日厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」による「新しい社会的養育ビジョン」では、「虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子ども」を含めた「全ての子どもの育ちを保障する」観点から、「家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実」とともに、「実親による養育が困難」な場合に「特別養子縁組による永続的解決(パーマネンシー保障)や里親による養育を推進する」ための政策方針の必要性が明示された。

この内里親制度は、「古くから慣習として」日本社会では社会的養護制度下において運用されている制度であり、「育てられない親の代わりに一時的に家庭内で子どもを預かって養育する制度」である(米山 2022:37). この里親制度の充実が「新しい社会的養育ビジョン」では指摘されているものの、その課題は多岐にわたる. 例えば増山(2020)では「里親のなり手が少ない」との課題があげられ、そのため、「里親に対する補償の在り方」や「里親を支援する役割を担うなど高機能化・多機能化を通じた施設保護改善の必要性」が指摘されている(増山 2020:187-188).

そこで本研究では、社会的養護制度下における里親支援に関する行政政策と、政策を受けた民間組織による支援の実際に関して、2019(令和元)年の新型コロナウイルス感染症流行(以下、コロナ禍)以前において、2012(平成24)~2016(平成28)年度にかけ都道府県政令市別里親等委託率が全国1~2位に位置し、先進的に里親委託が進められたと考えられる静岡県静岡市を事例に分析を行うこととする.

# 2. 研究の視点および方法

本研究では上述の研究目的を達成するため,20XX 年9月18日13:00~15:30「静岡市 里親家庭支援センター」で,コロナ禍以前の静岡市における里親支援に関する行政政策と民 間組織による支援事業の実際についてフィールド調査法による聞き取り調査を実施した.

#### 3. 倫理的配慮

本研究に関しては、「日本社会福祉学会研究倫理規程」「研究倫理規程にもとづくガイドライン」を参照して作業を実施し、研究倫理の遵守に努めた、調査機関先に対し研究の目的・方法・公表・経営情報の保護について文書および口頭で説明を行い同意書に署名を得

て調査を実施した. データの学術利用・公表に関しても同様に同意を得た. なお, 本発表に関連して、開示すべき COI はない.

### 4. 研究結果

静岡市の場合,「『里親支援機関事業の実施について』の一部改正について(通知)」(平成23年3月30日雇児発0330第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)里親支援機関事業実施要項において,児童相談所による業務委託先機関に特定非営利活動法人(NPO)等が追加されたことを契機に,「特定非営利活動法人静岡市里親家庭支援センター」(以下,静岡市里親家庭支援センター)を中心とした里親支援体制整備が政策と実践の両面から進められている.なお,静岡市里親家庭支援センターはその事務所が静岡市児童相談所内に設置されており,必要に応じて児童相談所職員とface-to-faceでの情報共有や相談等のコミュニケーションがとれる地理的条件が整えられている.

2010 (平成 22) 年 9 月 29 日に,静岡市里親会を母体として元静岡市児童相談所所長であった眞子義秋氏 (以下、敬称略)を代表とする同法人の設立認証がなされると,2011 (平成 23) 年から制度改正を受け,静岡市より里親に対する研修や啓発等の里親支援業務の一部を受託され,静岡市の社会的養護関連政策と連携した事業が市内で展開できるようになっていった. さらに,同法人では 2013 (平成 25) 年には里親認定登録等に係る事務補助事業等,措置以外の里親支援業務全般も静岡市より事務受託し,事業が拡大していった.静岡市里親家庭支援センターの場合,創設時から静岡市の社会的養護関連政策に精通した眞子義秋を組織編制、事業デザインの中核として NPO 法人創設がなされたため,静岡市の政策と連動した事業デザインが描きやすく,NPO 法人として行政事業と異なり実態に応じた事業展開も行いやすいという特徴を有する.

#### 5. 考察

静岡市の事例の場合,里親支援に関する行政の中核を担う静岡市児童相談所と静岡市里 親家庭支援センターの連携が図りやすい組織体制がとられている。その上静岡市里親家庭 支援センターは静岡市里親会を母体として組織化、創設が図られており、静岡市内で里親 支援の中心となる3者のアクターが静岡市里親家庭支援センターを中核に連携することで、 里親のニーズに応じた支援事業を展開しやすい形態が採られている。このような行政政策 と民間組織による支援事業の一体的展開を図ることが可能な支援体制整備が進められてき たことが、静岡市における里親等委託率向上の一要因であると推測される。

## 引用・参考文献(一部抜粋)/付記

増山貴子(2020)「児童養護における施設の重要性と里親委託の課題―施設現場職員へのアンケート・インタビュー調査から―」『宇都宮大学国際学部研究論集』50,179-190.

米山宗久(2022)「アドボカシーの視点による里親制度の必要性と課題」『長岡大学研究論 叢』20,33-54.

※本研究は渡辺優花(社会福祉法人山梨樫の会)との共同研究の成果の一部である。